

## 加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画の概要

### 1. 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力（以下、「DV」と言います。）は、重大な人権侵害であり犯罪行為です。どんな理由があっても決して許されるものではありません。

しかし、DVは家庭内において行われることが多いため、外部からの発見が難しく、潜在化しやすい傾向にあります。また、加害者に罪の意識が薄い、被害者自身も人権を侵害されているという意識が薄い場合が多いことに加え、被害者は恐怖心や無力感、羞恥心などから外部へ訴えられない場合も多く、周囲が気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特徴があります。

また、子どもの目の前で行われるDVは児童虐待であり、DVが行われている家庭の子どもも被害者です。さらに、交際相手からの暴力、いわゆる「デートDV」も問題となっています。

このような状況を改善し、すべての人の人権が尊重される社会を実現するためには、一人ひとりがDVは身近にある重大な人権侵害であることを十分認識することが不可欠となります。

また、DV被害者の安全確保をはじめ、生活再建のための支援において、住民の最も身近に存在する市町村が果たすべき役割は重要なものとなっています。

本市では、これまで以上にDVの防止に向けた啓発や教育を進めるとともに、DV被害者の相談から保護、自立まで切れ目のない支援を総合的・体系的に推進することを目的に、「加東市配偶者等暴力（DV）対策基本計画（以下、「本計画」と言います。）」を策定しています。

### 2. 計画におけるDVの定義

本計画における「DV」とは、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、「DV防止法」と言います。）」に規定する「配偶者からの暴力」や平成25年の改正により配偶者からの暴力に準用された「生活の本拠を共にする交際相手からの暴力（元交際相手を含む。）」に加え、「生活の本拠を共にしていない交際相手（元交際相手を含む。）からの暴力」も対象としています。

DV防止法における「配偶者からの暴力」	
配偶者	男性、女性を問わず、事実婚や元配偶者も含まれます。 (元配偶者については、離婚前に暴力を受け、離婚後も引き続き暴力を受ける場合)
暴力	身体的暴力のほか、精神的・性的暴力も対象としています。 (保護命令の申立については、身体的暴力、生命等に対する脅迫のみ対象)

※平成25年の改正により、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力(元交際相手を含む。)及びその被害者の保護について、DV防止法を準用することとなりました。

- 法律婚・・・婚姻の意思があり、共同生活を営んでおり、届出がされている。
- 事実婚・・・届出はしていないが、婚姻の意思があり、共同生活を営んでいる。
- 生活の本拠を共にする交際・・・届出もなく婚姻の意思もないが、共同生活を営んでいる。

### 3. 計画の位置づけ

本計画はDV防止法第2条の3第3項に基づく市町村基本計画とします。国の「基本方針」に即し、かつ、「兵庫県配偶者等からの暴力対策基本計画」を勘案し、本市においてDV対策に取り組むための指針となるものです。(資料No.3-1)

### 4. 計画期間

計画の期間は、平成31年度から平成34年度までの4年間とします。その後は市の総合計画(まちづくりの総合的な指針となる計画)に合わせて5年毎に見直しを行います。ただし、計画期間中においても、関連法の改正や社会情勢等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

また、現行の計画は、「第2次加東市男女共同参画プラン」の部門計画としての位置づけですが、31年度からの「加東市配偶者等暴力(DV)対策基本計画」は独立した計画として策定することとし、DV防止やDV被害者への相談体制の強化に計画的に取り組みます。

#### (1) 県の動き

兵庫県においては、平成26年度に、第3期計画として、「兵庫県DV防止・被害者保護計画(平成26年度～30年度)」が策定されました。

この計画では、①DV防止に向けた啓発・教育の推進②市町のDV対策の促進③相談体制の充実④緊急時の安全確保⑤自立支援の推進⑥専門人材の育成と関係機関との連携強化等の6つの目標を柱に総合的なDV対策を推進されています。(資料No.3-2)

#### (2) 加東市の動き

本市においては、平成26年4月に「第2次 加東市男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会を推進していくための4つの基本目標のひとつである「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」の中の3つの基本課題「あらゆる暴力の防止」の重点目標として「配偶者からの暴力の根絶」を掲げ、女性のための相談の実施、若年層へのデートDV防止授業の実施など、「ドメスティック・バイオレンスなどのあらゆる暴力の防止」に取り組んでいます。(資料No.3-3 第2次加東市男女共同参画プラン概要版)

また、相談体制の充実という部分では平成29年4月に「加東市配偶者暴力相談支援センター」を開設し、相談窓口体制を整備しました。(資料No.3-4 STOP DVリーフレット)

今年度は、本市のDV被害の現状や課題を踏まえ、相談体制の充実や自立への支援など被害者の視点に立った切れ目のない支援を実施するとともに、31年度からのDV対策基本計画を策定するための市民意識調査を実施します。

## 5. 加東市の現状

### (1) DV被害の状況

#### ① 相談状況

##### 【DV相談件数の推移】

		(件)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
加東市	相談延べ件数	133	87	72	102	149
兵庫県	市・町における 相談延べ件数	10,669	11,687	12,995	13,268	12,970
兵庫県警察本部・DV事案 認知の件数		2,101	2,113	2,535	2,736	3,010
兵庫県関係機関における 相談件数		2,508	2,424	2,231	1,921	2,110

#### ② 一時保護の状況

##### 【一時保護件数】

		(件)				
		平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
加東市		1	0	1	3	1
兵庫県		228	204	194	174	145

本市のDV相談件数は年々増加しています。また、兵庫県内の市町における相談件数については、前年度よりは減少した一方、県関係機関における相談件数は増加しています。一時保護については、本市では兵庫県へ受け入れ依頼を行っていますが、兵庫県全体の一時保護件数（DV関係）は平成28年度で145件、うち本市は1件となっています。

## (2) DV防止に向けた教育の推進

【中高生に対するデートDV防止授業等の実施状況】平成28年度

内容	実施校	件数
デートDV防止啓発冊子の配布	社高等学校3年生	240名
デートDV防止講演会	市立中学校3年生	339名
デートDV防止啓発冊子の配布	市立中学校3年生	339名

(資料No.3-5 大切にしよう あなたとわたし～デートDVってなあに?～)

## (3) 市民のDVに関する意識と実態

### ① 調査の目的

男女間の暴力に関する市民の意識と実態を把握し、本計画策定と今後の施策推進を目的に、一般市民を対象とした「男女共同参画及びDV（ドメスティック・バイオレンス）に関する市民意識調査」、高校生を対象とした「デートDV（交際相手からの暴力）についての意識調査」を実施します。

### ② 調査の設計

	一般市民	高校生
調査対象	18歳以上の住民	市内の高等学校に在籍する生徒
対象者数	4,000人	約800人
対象者の抽出法	無作為に抽出	全員
調査方法	郵送による調査票の配布・回収 (調査票は無記名)	学校にて調査票の配布・回収 (調査票は無記名)
調査年度	平成29年度	平成29年度

### ③ 調査内容

一般市民 (DVに関する項目のみ)	高校生
<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV、デートDV、DV法の認知度</li> <li>・暴力にあたると思うこと</li> <li>・DV、デートDVの被害経験</li> <li>・被害を受けたときの相談先</li> <li>・被害を受けたとき、どこにも相談しなかった理由</li> <li>・被害を受けたときに相手と別れたか、また別れなかった場合はその理由</li> <li>・DV、デートDVを防止するために必要なこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・DV、デートDVの認知度</li> <li>・デートDVの認知経路</li> <li>・交際相手の有無、デートDVの被害経験</li> <li>・暴力にあたると思うこと</li> <li>・デートDVを防止するために必要なこと</li> </ul>